

回覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

廃農薬は適正に処理しましょう！

使用期限切れや、登録の失効などで使用が出来なくなった農薬（廃農薬）は産業廃棄物であり、生産者の皆様が自らの責任において処理するよう義務付けられています。また、その処理方法は厳しく規制されており、自家所有地への埋立処分等は、法律により禁止されています。

下記を参考に廃農薬は適正に処理しましょう。

1 生産者の皆様自ら下記再生処理業者に持ち込んで処理しましょう！

○ジャパンウェイスト株式会社 鹿児島市石谷町106番地2 (Tel:099-278-1783)

- ・ 搬入の際は、**処理料金及びマニフェスト**（農業用産業廃棄物管理表）が必要です（マニフェスト用紙の作成には**印鑑**が必要です）。
- ・ 処理業者の営業時間や休業日等に注意してください。また、搬入できる廃棄物の品目等、事前に問い合わせをするなどご注意ください。

2 個人で持ち込めない方のために、共同回収を実施いたします！

- ★ 共同回収日・・・令和6年3月27日(水) 9:00~12:00
- ★ 回収場所・・・JA鹿児島きもつき **横山野菜集荷場<裏広場>**
- ★ 回収品目及び処理料金 単位:税込

種類	単価/Kg・個	品目
一般農薬	600円	粉剤・粒剤・水和剤・乳剤
特殊農薬	600円	硫酸・硫酸亜鉛・塩素酸塩
	1,600円	土壤消毒剤(ピクリン・テロン・DD)

※当日は必ず印鑑を持参してください。

※廃農薬回収については2年に1回となります。

※ 裏面の注意事項を参照の上、持ち込んで下さい。

持ち込む際の注意事項

- 農薬の処理料金は、箱及び容器を含めた重さとなります。
- 粉剤、粒剤などは混合せず、分別して持ち込んで下さい。
- 容器に入っているものは、そのままの状態を持ち込んで下さい。
- 毒物表示のあるもの(グラモキソン乳剤・クロールピクリン・有機水銀剤等)については、わかるように分別して(出来るだけ農薬の入っていた容器のまま)持ち込んで下さい。
- ガラスビン等は、運搬中割れないように注意してください。
- 運搬の際には、道路などに落下、又は飛散しないよう、充分気をつけて下さい。

☆ お知らせ ☆

鹿屋市では、県の指針に従い、農薬使用の多い6月から9月までを「農薬適正使用推進期間」として設定し、農薬の適正使用を推進しています。

農薬を散布する時は、次のことに十分注意しましょう！！

- 風のあるときは極力散布を控えましょう。
- かけたい作物だけに農薬がかかるよう、心がけましょう。
- 適正な圧力で、適正な量を散布しましょう。
- タンクやホースはきれいに洗浄しましょう。
- 近所の耕作者・住民と連絡を取りましょう。
- 農薬の使用基準を守りましょう。



問い合わせ先

鹿屋市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会事務局

鹿児島きもつき農業協同組合 大始良支所 (TEL: 41-9127)